



IPアドレス管理指定事業者連絡会

2003/12/05

資料-3

JPNICポリシー文書の改訂について

(社)日本ネットワークインフォメーションセンター

IP事業部 鈴木由佳

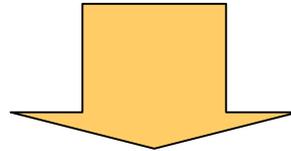
今回の文書改訂の目的

- ◆ 現在施行中の「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」の内容が、実際の運用形態を反映していない部分があります。
- ◆ 今回の改訂は基本的に運用済みの内容を反映させ、用語の修正を行います。

改訂の背景

◆「JPNICアドレス空間管理ポリシー」

- APNICのポリシー(APNIC-076)文書をもとに作成
- APNICのポリシー文書変更に伴い適宜変更されるもの
- 現在有効なAPNICポリシー文書は(APNIC-086)



現状

APNICポリシーの緩和にあわせて適宜JPNICにて取り入れ、運用している内容が、施行中のJPNICポリシー文書に反映できていない。今回の文書改訂によって、APNICポリシー文書(APNIC-086)との整合を取りたい。

反映させる点(1)

- ◆ データベースの登録について
- ◆ 連絡担当者の登録について
- ◆ プライベートアドレス利用に関する記述
- ◆ 追加割り振りに関する記述

反映させる点(2)

- ◆ 個別の案件については審議のガイドラインとして別途立ち上げ

現ポリシー文書の
「8. 特定のケース」

- ◆ 用語、構成の微修正

- 項目分けをして内容を整理、若干記載の順序を変更
(内容については変更なし)
- 用語の微修正(APNICポリシー文書と表現を合わせる)

変更になる点

◆アサインメントウィンドウの最大サイズ

今回のポリシ文書の改訂により、“変更”になる点です。



主な文書への反映点の紹介

反映点(1)

◆登録の必要性

- データベース登録に関するオプションが追加

割り当ては登録されなければならない。

/30、または/30より小さいネットワークの割り当てに関しては、IP指定事業者とネットワーク管理者の裁量により別途登録してもよい。

反映点(2)

◆ 連絡担当者の登録

- 運用責任者の登録者にオプションが追加

運用責任者はその組織を代表するものでなければならないが、その組織から運用責任者を設けるのが非現実的だという例外的な状況下にあるネットワークの場合、IP指定事業者の技術担当者を運用責任者として登録してもよい。

反映点(3)

◆プライベートアドレス空間

- FW内のネットワークについての記述が変更

ファイアウォールを経由してインターネットに接続しているネットワークや、技術的にパブリックなアドレス空間を利用する必要のないネットワークでのアドレス利用に適している場合がある。

一般的に、プライベートアドレス空間は、インターネットに接続されないネットワークに使用されるべきである。

反映点(4)

◆追加割り振り基準

- 割り振りサイズを最高1年の需要がまかなえる分と追記

JPNICは、最高1年までの期間で、IP指定事業者が見積もった割り当て需要を満たすのに十分なアドレス空間を割り振るものとする。

JPNICが1年未満の期間で割り振りを行う場合、JPNICはその割り振り期間、およびその期間を選んだ理由をIP指定事業者に伝えねばならない。

変更点

- ◆ アサインメントウィンドウの最大サイズ
 - 最大サイズを/20から/19に変更。

変更理由:

APNICのポリシーにあわせるための変更です



申請審議ガイドラインの紹介

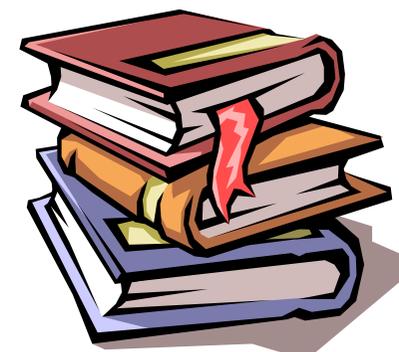
「申請審議ガイドライン」とは

- ◆ 申請審議や特定の技術について述べたもので申請審議のサポートとなることを目標としている文書
 - ポリシ文書とは違う
 - ◆ ポリシ文書ではカバーできない点を補完
 - ◆ 状況に応じて随時変更されるもの
 - 現在公開されている「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシ」の「8.特定のケース」が含まれる。

ガイドラインの内容

申請審議のガイドラインに含まれる内容

- ◆ 静的/動的 割り当て
- ◆ IPアンナンバード
- ◆ 複数IPアドレスの割り当て
- ◆ バーチャルWebホスティング
- ◆ ケーブル/DSLサービス
- ◆ プライベートアドレス空間
- ◆ NAT
- ◆ GPRS申請のガイドライン



静的/動的割り当て(1)

- ◆ あらゆる割り当ては、アドレスの節約という目標に沿った形で行われるべきであり、アドレスが割り当てられる接続の性質を考慮すべき。

静的/動的割り当て(2)

- ◆ 一時的な接続のための割り当て
 - 一時的な接続のための割り当て(D-up)サービスなどは、動的な割り当てが現在最も推奨されている。
 - 一時的な接続のために、静的な割り当てを行う場合は、技術的な正当化が必要。
- ◆ 常時接続サービス
 - 常時接続サービス(ケーブル、専用線、DSL)の場合は、技術的な正当化の必要なく動的もしくは静的に割り当てを行ってもよい。

バーチャルWebホスティング

- ◆ ネームベースのWebホスティングを強く推奨
- ◆ IPベースのWebホスティングは技術的な制約がほとんどないため、技術的な正当化が必要
 - ◆ SSLサイト
 - ◆ 匿名ログイン機能をもつFTPサービス (等)
- IPベースのWebホスティングで、その割り当てに/22を超えるものがある場合は、特別な確認(URLリストの提出等)が必要になる。

ケーブル/DSLサービス(1)

◆ 初回申請審議

- 申請プランにかかっている機器情報
- CMTS 1台に対し「/24」

◆ それ以上のアドレスが必要となる場合は、機器の詳細情報等の追加で説明が必要

ブートストラップ期間は、新規にサービスを開始する既存、新規のISPにどちらでも適用可能である。

ブートストラップ要件を適用するかどうかは、申請側の判断に任せる。

ケーブル/DSLサービス(2)

◆追加申請審議

- ヘッドエンドごとの機器設置計画
- 過去3ヶ月の加入実績に基づいた今後12ヶ月の加入者予測(実績のデータはMRTGでもよい)
 - ◆もし、過去の実績を上回る予測をされている場合は、追加で説明が必要になる。
- 機器の領収書(必要に応じて)
- /22以上の大きなネットワークには、JPNICによってランダムに選択されたヘッドエンドの詳細な情報による特別な確認(一意性の確認)が必要になる場合がある。

NAT

- ◆ JPNICは組織に対して、NATの利用を求めない。
- ◆ NATの利用は、完全に個々の組織の判断による。

今後のスケジュール

- ◆ 文書を改訂する際は、適切な周知期間を経て改訂後のポリシー文書を施行いたします。
- ◆ あわせて申請審議のガイドラインも公開いたします。

参考情報

◆ ポリシ文書改訂、ガイドライン作成のために参考にしたAPNICの文書

- 「アジア太平洋地域におけるアドレス空間管理ポリシ」翻訳文

<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/apnic/apnic-086-j-2.html>

- 「IPv4割り振り/割り当て申請のためのAPNICガイドライン」翻訳文

<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/apnic/apnic-guideline-IPv4-request-j.html>

Q&A

